

災害発生時の対応要領および行動マニュアルに基づく対応(イメージ図)

彦根市において災害発生

- 震度 5 強以上の地震
- 風水害、大雪等により災害対策本部設置

議員

- ① 自らの安否・居所・連絡場所を支援本部に報告(連絡体制の確立)
- ② 支援本部から情報提供を受け、地域の防災活動に従事
- ③ 被災地および避難所等で情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告
- ④ 被災地における救援活動に協力

安否報告
情報報告
参集

情報提供
参集指示

彦根市議会災害対策支援本部

◇支援本部の組織

- ・本部長＝議長
- ・副本部長＝副議長
- ・本部役員＝各会派の代表者
- ・本部員＝議員（上記の者を除く）

議会事務局

支援本部の事務を補助

情報提供
(事務局長)

彦根市災害対策本部

議会事務局長が
本部員として出席

情報提供
(支援・協力)